

# 新松戸中央総合病院 医療安全管理指針

## 1. 基本理念

日々の医療現場では医療従事者の不注意、対応の不適切により、医療上望ましくない実態を引き起こし、患者の安全や信頼関係を損なうような結果となり得ない。

患者の安全や信頼関係を確保するためには、医療従事者の不断の努力が求められる。

また、日常診療の過程に置いて、いくつかのチェックポイントを設けるなどで、単独のミスが医療事故という形で実害を及ぼすことがないような組織、体制作りを院内に構築することと、職員の教育を充実させることが重要である。医療従事者の個人レベルでの事故防止と、組織的な事故防止対策をすることによって医療事故を無くし、患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整えることを目指す。

## 2. 医療安全管理のための体制

本院における医療安全対策推進のために、医療安全管理対策委員会を設置する。また、医療安全管理の任に当たるため、専従の安全管理者を配置し、事故報告をはじめとする情報の収集・分析および方策の企画立案を行う。

## 3. 医療安全管理のための職員研修

(1)研修は、医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法などを全職員に周知徹底することを通じて、職員個々の安全意識の向上を図るとともに、当院全体の医療安全対策を推進することを目的とする。

(2)研修は、医療安全管理対策委員会が具体的な立案・実践を行う。

①全職員を対象に、年2回以上の医療安全管理のための研修を実施する。

②職員は、研修が実施される際は、受講するように努めなくてはならない。

## 4. 医療にかかわる安全確保を目的とした改善方策

(1)本院における医療事故や、危うく事故になりかけた事例などの報告を受け、分析検討し、医療の改善に資する事故防止策、再発防止策を策定する。

(2)対策の実施状況や効果の評価・点検などに活用しうる情報を院内全体から収集する。

## 5. 事故発生時の対応

(1)医療側の過失によるか否かを問わず、患者に望ましくない事象が生じた場合には、可能な限り、本院内の総力を結集して、患者の救命と被害の拡大防止に全力を尽くす。

(2)前項の目的を達成するため、事故の状況、患者の現在の状態などを、上席者を通じてあるいは直接に病院長等に迅速かつ正確に報告する。

(3)事故発生後、救命措置の遂行に支障を来たさない限り可及的速やかに、事故状況、現在実施している回復措置、その見通し等について、患者本人、家族等に誠意を持って説明するものとする。

(4)事故の状況および説明および説明の内容を診療録、看護記録等に詳細に記録する。

## 6. 患者さんからの相談への対応

患者相談窓口を設置し、患者さん等からの相談に適切な対応を行う。また、相談により患者さん等が不利益を受けないように努める。

## 7. 当該指針の閲覧に関しては院内に当該指針を掲示する。

令和8年4月1日  
医療安全管理対策委員会